

平成 24 年度統計法施行状況報告の事項別進捗状況
(ビジネスレジスターの構築・利活用部分)

第2 公的統計の整備に監視総合的かつ計画的に講ずべき施策

2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項

(2) ビジネスレジスターの構築・利活用

【本文】	ア 現状・課題等	イ 取組の方向性	【今後の施策の方向性についての基本的な考え方】 (平成23年度統計法施行状況に関する審議結果報告)
<p>ビジネスレジスター注5は、各種統計調査のための母集団情報を提供するのみならず、各種統計調査結果及び行政記録情報を登録することにより、新たな統計を作成する目的も有している。</p> <p>正確に更新された母集団情報の整備は、限られた統計リソースの下で、精度が高い一次統計を作成するためには欠かせないものである。ビジネスレジスターの主たる情報源は、経済センサスを中心とした各種統計調査結果と行政記録情報である。ビジネスレジスターが提供する母集団情報は、経済センサスの名簿情報となることから、経済センサスを適切かつ効率的に実施するため、事業所及び企業の新設・廃止等の異動情報を適時に把握し、母集団情報を定期的に整備・更新する必要がある。</p> <p>また、ビジネスレジスターは、経済センサスを始めとする各種全数調査の結果を収録することに加え、各種行政記録情報を事業所及び企業の識別番号と結合させて活用すること等が可能となれば、有効な統計の作成に活用することができる。</p>		<p>母集団情報の的確な整備のため、経済センサス-活動調査の中間年に当たる平成26年に、事業所に関する属性情報や企業の親子関係等を的確にとらえる経済センサス-基礎調査を実施する。また、登記情報を用いた法人企業の母集団情報の整備においては、登記情報では把握できない業種名、従業者数、事業所数等の情報を往復郵便で照会すること等を通じて、母集団情報の維持・更新の精度向上を図る。さらに、行政記録情報の活用については、雇用保険適用事業所設置届及び労働保険関係成立届を用いたビジネスレジスターの維持・更新について検討する。</p> <p>一方、ビジネスレジスターと各種統計調査や行政記録情報との結合による活用に関しては、EDINET注6情報や産業財産権の企業出願人の情報等をビジネスレジスターに取り込むことについて検討する。なお、貿易に関する情報についても、どのような有用性が得られるかについて検討を開始する。</p>	<p>○ 総務省は、平成25年以降に予定されている正式運用に向けて、引き続き関係府省と密接に連携しながら、以下に掲げる施策を計画的に推進する必要がある。また、施策の推進に当たっては、関係府省の積極的な協力が不可欠である。</p> <p>(i) より正確な母集団情報の整備</p> <p>・行政記録情報の持つ特性や制約等に留意しながら、企業組織の的確な確認等を効率的・効果的に実施。</p> <p>(ii) 各統計調査における共通事業所・企業コードの保持</p> <p>・各府省の統計調査結果における共通事業所・企業コードの保持を推進するため、その保持状況を把握。</p> <p>・共通事業所・企業コードが保持されていない統計調査結果については、今後の統計調査において保持されるよう、所管する府省に必要な調整・サポートを実施。</p> <p>(iii) ビジネスレジスター統計の作成・充実</p> <p>・ビジネスレジスターの記録情報を活用した統計として、どのような集計が可能かについて検討。</p>

【別表】(平成24年度 統計法施行状況報告)

No	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	昨年度の統計委員会の評価	平成24年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・実施予定等の別	平成25年度中の見込み、課題等	審議に当たって、共通的な視点等を勘案して確認・留意すべき点等
34	第2 2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項 (2) ビジネスレジスターの構築・利活用 ア 母集団情報の的確な整備	○ 経済センサス-活動調査の中間年に当たる平成26年に、事業所に関する属性情報、企業の親子関係を的確にとらえ、本社と支社の組織的な連携関係を明らかにする経済センサス-基礎調査を引き続き実施するため所要の準備を行う。	総務省	平成25年度までに所要の準備を実施する。		○ 平成24年9月に試験調査を実施し、調査結果の分析及び評価を行った。また、地方公共団体との検討会(2回)や経済センサス-基礎調査に関する研究会(1回)において、本調査の実施計画策定に向けた検討を行った。	実施予定	平成26年の実施に向けて準備を進めている。	○ 経済センサス-基礎調査との関係を整理すべきではないか。
35		○ 法人企業の母集団情報の整備を行うため、往復郵便等による業種名、従業者数、事業所数等の照会を定期的に実施する。	総務省	平成21年度から実施する。	次年度以降の審議対象とする。	※平成23年度に以下の取組を実施した。	実施済	-	
36		○ 厚生労働省の協力を得て、雇用保険適用事業所設置届及び労働保険関係成立届から事業所等の新設、廃止等を把握することについて検討する。	総務省	平成22年から検討する。		○ 労働保険情報に基づく毎月照会を平成24年5月より、本格的に開始した。	実施済	-	
37	イ ビジネスレジスターの充実と拡張	○ 工業統計調査の出荷額等、全数調査の調査結果の他、一定規模以上の企業に関する法人企業統計調査の売上高等の主要な経営情報をビジネスレジスターの情報源として利用することについて、関係府省との検討を開始する。	総務省	平成21年度から検討する。		○ 平成23年3月に策定した整備方針に基づき、優先的に記録する統計調査結果(各府省で実施している21の統計調査)については、各種行政記録情報(労働保険情報、商業・法人登記簿情報、EDINET情報)と併せて、毎年度整備・提供する最新の母集団情報に活用することとした。	実施済	-	○ ビジネスレジスター収録データによる統計の作成・提供等更なる取組の充実・展開を検討すべきではないか。

No	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	昨年度の統計委員会の評価	平成24年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・実施予定等の別	平成25年度中の見込み、課題等	審議に当たって、共通的な視点等を勘案して確認・留意すべき点等
38	第2 2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項 (2) ビジネスレジスターの構築・利活用 イ ビジネスレジスターの充実と拡張	○ EDINET情報をビジネスレジスターに収納することを検討する。併せて、EDINET情報とビジネスレジスターの情報を法人企業統計に活用する具体的な方策を検討する。	総務省、財務省	平成21年度から検討する。		○ EDINET情報については、企業ごとに有価証券報告書に記載されている財務諸表の科目が相違しており、全ての科目についてビジネスレジスターへデータの記録するには相当の作業量が発生することが判明した。 このことから、従業員数、売上高、総費用、売上原価、資本金など経済センサスと共通する項目についてはビジネスレジスターに記録することとした。 なお、平成25年1月以降、順次、データの記録ができるよう所要の準備を進めている。【総務省】 ○ 総務省と打ち合わせを行い、ビジネスレジスターへの記録状況、記録項目、提供時期等について確認を行った。 その結果、ビジネスレジスターに記録されたEDINET情報を、法人企業統計に可能な範囲で活用することとした。【財務省】	実施済	—	
39		○ 特許庁の協力を得て、産業財産権の企業出願人の名称及び所在地と企業の登記情報との照合作業を行い、ビジネスレジスターに両者の照合情報を収納する。	総務省	平成21年度から検討を開始し、速やかに実施する。		○ 整備方針に基づき、平成25年1月以降、知的財産活動調査(特許庁)の対象となる企業出願人の情報に対して継続的に照合作業を実施し、知的財産活動調査結果名簿に対して、共通事業所コードを付与することで対応することとした。	実施済	—	
40		○ 事業所・企業識別番号と「日本輸出入者標準コード(JASTPR Oコード)」(輸出入申告書、輸入承認申請書、積戻し申告書等に記載されている輸出入者に対応したコード)の照合を行うに当たり、費用対効果を考慮しつつ、どのような有用性が得られるかについて検討を開始する。	総務省	平成21年度から検討する。	実施済は妥当。	○ 日本輸出入者標準コード情報については、名称・所在地・コードのみの保有であり、海外取引実績等について把握できないことが判明したため、有用性は得られないという結論に至った。	実施済		
60	3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項 (1) サービス活動に係る統計の整備 イ 知的財産活動に関する統計の整備	○ 知的財産に係る統計の高度利用を目指して、所管する知的財産活動に係る統計を有効に活用するために、速やかにビジネスレジスターの企業情報と産業財産権の企業出願人情報を照合する。それを踏まえて、明らかになった未照合情報についても、いかなる対応が今後必要かについて、速やかに協議を開始する。	総務省、特許庁	平成23年度までに結論を得る。	次年度以降の審議対象とする。	※平成23年度に以下の取組を実施した。 ○ ビジネスレジスターの企業情報(名称、所在地)と産業財産権の企業出願人情報(申請人氏名、申請人住所)の照合結果を基に、平成23年9月に協議。未照合情報については、特許庁にて未照合の状況を確認し、両省庁で対応を検討した結果、照合された情報を基に企業出願人の共通事業所コード対応表を作成し、特許庁が管理することとし、未照合情報については、ビジネスレジスターによって継続的に照合を実施することとした。	実施済	—	
61	知的財産活動に関する統計の整備	○ 平成27年時点で、企業グループの知的財産活動に係る統計データと5年から6年度分の財務データを同時に利用することが可能となるよう、企業グループの知的財産活動の分析を可能とする統計データの速やかな構築に向けて必要な取組等を検討する。	総務省、経済産業省	平成24年度までに結論を得る。		○ 企業グループの知的財産活動の分析を可能とする統計データの構築に向けて必要な取組等について、総務省及び経済産業省で検討した結果、科学技術研究調査及び経済産業省企業活動基本調査から得られる知的財産活動データ、法人企業統計調査及びEDINET情報から得られる財務データについて、経済センサス・基礎調査から得られる企業グループ情報及び共通事業所コードを用いて相互に活用することで、分析が可能になるとの結論を得た。	実施済	—	
100	(8) 企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備	○ 経済産業省と協力して、ビジネスレジスターの整備を待って、毎月勤労統計調査や賃金構造基本統計調査と、工業統計表等との結合を図るため、共通符号を持たせること等の措置を講じる。	厚生労働省	ビジネスレジスターの整備状況を踏まえ、速やかに実施する。		○ 平成25年1月よりビジネスレジスター(事業所母集団データベースシステム)の運用が開始されたことから、順次、共通事業所コードの付与及び保持を行う。	実施済	—	

注)斜体部分は、平成23年度統計法施行状況報告において報告された内容